

第73号議案

滋賀県立図書館基本規則の一部改正について

滋賀県立図書館基本規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

滋賀県教育委員会

滋賀県立図書館基本規則の一部改正

第11条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「掲げる課」の右に「およびセンター(以下「課等」という。)」を加え、「当該課」を「当該課等」に改め、同条の表に次のように加える。

「こどもとしょかん」サポートセンター	
--------------------	--

第12条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「課の」を「課等の」に改め、同条の表に次のように加える。

「こどもとしょかん」サポートセンター	1 子どもの読書活動の推進に係る総合的な企画、立案および調整に関すること。 2 子どもの読書活動の推進に係る学校図書館等の支援に関すること。 3 子どもの読書活動の推進に係る調査および研究に関すること。 4 子どもの読書活動の推進に係る広報および啓発に関すること。
--------------------	---

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「滋賀県立図書館基本規則」の一部改正について

1 改正の理由

令和6年度から、子どもの読書活動の総合調整を担う「こども としょかん」サポートセンターを県立図書館に設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・「こども としょかん」サポートセンターの設置(第11条関係)
- ・「こども としょかん」サポートセンターの分掌事務の規定(第12条関係)

3 施行日

令和6年4月1日

滋賀県立図書館基本規則新旧対照表

旧	新																		
<p>第1条から第10条まで 省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 組織および職員 (課および係の設置)</p> <p>第11条 図書館に次の表の左欄に掲げる課を置き、<u>当該課</u>にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス課</td> <td>資料管理係、一般資料係、児童資料係</td> </tr> <tr> <td>調査協力課</td> <td>レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(課の分掌事務)</p> <p>第12条 前条に規定する<u>課</u>の分掌事務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">総務課</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設、設備等の管理保全に関する事。 2 職員の身分、服務その他の人事に関する事。 3 庶務および経理に関する事。 4 企画、調査統計および広報に関する事。 5 読書振興事業の実施に関する事。 </td> </tr> </table>	総務課		サービス課	資料管理係、一般資料係、児童資料係	調査協力課	レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設、設備等の管理保全に関する事。 2 職員の身分、服務その他の人事に関する事。 3 庶務および経理に関する事。 4 企画、調査統計および広報に関する事。 5 読書振興事業の実施に関する事。 	<p>第1条から第10条まで 省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 組織および職員 (課等および係の設置)</p> <p>第11条 図書館に次の表の左欄に掲げる課<u>およびセンター(以下「課等」という。)</u>を置き、<u>当該課等</u>にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス課</td> <td>資料管理係、一般資料係、児童資料係</td> </tr> <tr> <td>調査協力課</td> <td>レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「こどもとしょかん」 サポートセンター</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(課等の分掌事務)</p> <p>第12条 前条に規定する<u>課等</u>の分掌事務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">総務課</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設、設備等の管理保全に関する事。 2 職員の身分、服務その他の人事に関する事。 3 庶務および経理に関する事。 4 企画、調査統計および広報に関する事。 5 読書振興事業の実施に関する事。 </td> </tr> </table>	総務課		サービス課	資料管理係、一般資料係、児童資料係	調査協力課	レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係		「こどもとしょかん」 サポートセンター	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設、設備等の管理保全に関する事。 2 職員の身分、服務その他の人事に関する事。 3 庶務および経理に関する事。 4 企画、調査統計および広報に関する事。 5 読書振興事業の実施に関する事。
総務課																			
サービス課	資料管理係、一般資料係、児童資料係																		
調査協力課	レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係																		
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設、設備等の管理保全に関する事。 2 職員の身分、服務その他の人事に関する事。 3 庶務および経理に関する事。 4 企画、調査統計および広報に関する事。 5 読書振興事業の実施に関する事。 																		
総務課																			
サービス課	資料管理係、一般資料係、児童資料係																		
調査協力課	レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係																		
	「こどもとしょかん」 サポートセンター																		
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設、設備等の管理保全に関する事。 2 職員の身分、服務その他の人事に関する事。 3 庶務および経理に関する事。 4 企画、調査統計および広報に関する事。 5 読書振興事業の実施に関する事。 																		

	<p>6 市町立図書館等との連絡調整ならびに市町立図書館の設置および運営の相談・助言に関する事。</p> <p>7 滋賀県立図書館協議会(以下「協議会」という。)に関する事。</p> <p>8 その他他の課に属さない事項</p>
サービス課	<p>1 一般資料(参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物以外のものをいう。以下同じ。)の閲覧および貸出しに関する事。</p> <p>2 読書相談および読書案内に関する事。</p> <p>3 一般資料の整備および保管に関する事。</p> <p>4 児童サービスに関する事。</p> <p>5 障害者サービスに関する事。</p> <p>6 その他館内の資料サービスに関する事。</p>
調査協力課	<p>1 参考調査業務に関する事。</p> <p>2 参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物の閲覧および貸出しに関する事。</p> <p>3 参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物の整備および保管に関する事。</p> <p>4 参考書誌の編成に関する事。</p> <p>5 古文書および郷土史の調査および研究に関する事。</p> <p>6 市町立図書館等との相互協力に関する事。</p>

	<p>6 市町立図書館等との連絡調整ならびに市町立図書館の設置および運営の相談・助言に関する事。</p> <p>7 滋賀県立図書館協議会(以下「協議会」という。)に関する事。</p> <p>8 その他他の課に属さない事項</p>
サービス課	<p>1 一般資料(参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物以外のものをいう。以下同じ。)の閲覧および貸出しに関する事。</p> <p>2 読書相談および読書案内に関する事。</p> <p>3 一般資料の整備および保管に関する事。</p> <p>4 児童サービスに関する事。</p> <p>5 障害者サービスに関する事。</p> <p>6 その他館内の資料サービスに関する事。</p>
調査協力課	<p>1 参考調査業務に関する事。</p> <p>2 参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物の閲覧および貸出しに関する事。</p> <p>3 参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物の整備および保管に関する事。</p> <p>4 参考書誌の編成に関する事。</p> <p>5 古文書および郷土史の調査および研究に関する事。</p> <p>6 市町立図書館等との相互協力に関する事。</p>

第13条以下 省略

<p><u>「こどもとしょかん」サポートセンター</u></p>	<p><u>1 子どもの読書活動の推進に係る総合的な企画、立案および調整に関すること。</u></p> <p><u>2 子どもの読書活動の推進に係る学校図書館等の支援に関すること。</u></p> <p><u>3 子どもの読書活動の推進に係る調査および研究に関すること。</u></p> <p><u>4 子どもの読書活動の推進に係る広報および啓発に関すること。</u></p>
----------------------------------	--

第13条以下 省略